

東京都北区 大規模水害を想定した
避難行動の基本方針
解説章



令和 7 年 3 月

北 区

(1) 荒川が氾濫

河川の氾濫とは、台風や停滞前線による大雨で川の水位が上がり、堤防の高さを超えたり、堤防が壊れて水が溢れたりする現象のことである。荒川の場合、上流域の埼玉県などにおいて大雨が降った時に氾濫が起きる可能性が高い（北区洪水ハザードマップでは荒川流域平均で3日間に632mmの降雨を想定）。

では、荒川の氾濫をどのような情報から予測できるだろうか？



図3 荒川の氾濫までに起きる事象と区民の目指すべき避難行動（再掲）

【避難するときのポイント】

- ・「いつまでに避難行動を完了しなければならないか」から逆算して避難行動を開始する。
- ・台風によって雨や風が強くなる前に避難するべきである。
- ・浸水が想定される区域にいる場合は原則その場を離れ、できるだけ遠くの高台に避難、または、屋内安全確保をする※。水害発生直前となり、遠方へ移動するいとまがない場合にのみ、近くにある堅牢な建物の高い階に避難する。

※屋内安全確保が可能な条件は、以下のとおり

① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと

② 自宅等に浸水しない居室があること

③ 浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。ただし、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く。

3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へ逃げましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へ逃げましょう。

- ① 浸水のおそれのある低地にいる場合は、**原則**自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。**一定条件を満たし、自宅等に待避できる場合は屋内安全確保も考慮しましょう。**
- ② **浸水継続時間の長い地域**でマンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外には行わないようにしましょう。
- ③ 避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

3.1. 荒川が氾濫した時に北区で起こり得る状況

(1) 北区の地形的な特徴

北区の地形は、西側の高台地域と東側の低地にはっきりと分かれている。標高の差は大きい所で約25mあり、8階のビルに相当するほどの高さである。

そのため、荒川が氾濫した際に浸水が想定される地域と浸水する可能性が低い地域とがはっきり分かれているという状況にある。

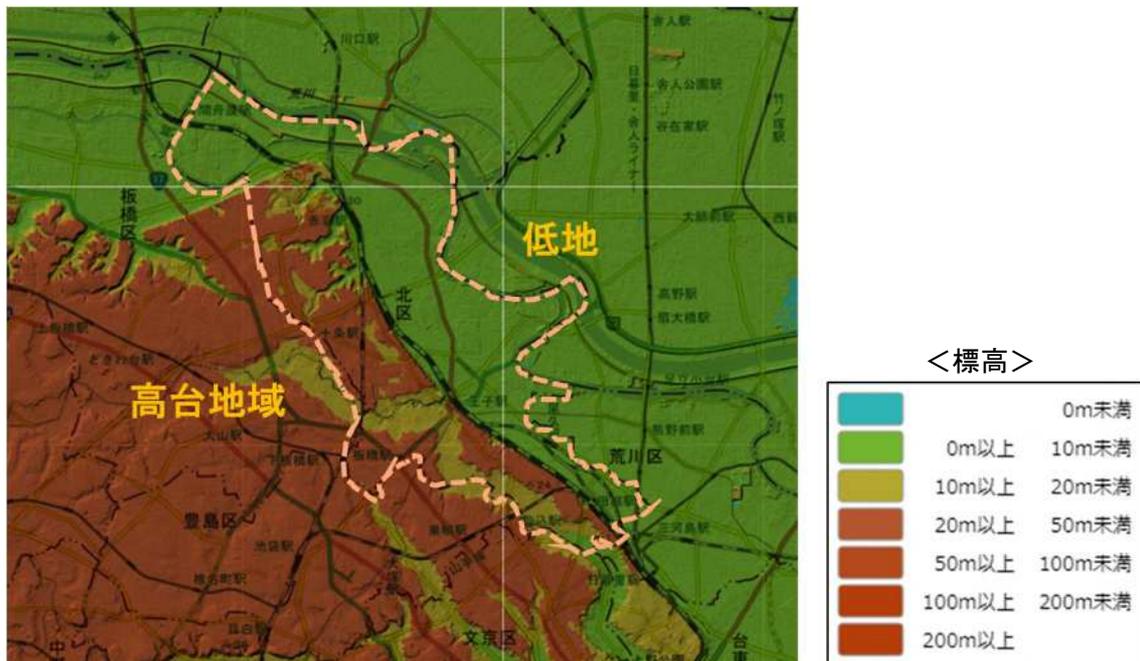


図 10 標高陰影起伏図（北区内の状況）

<地理院地図に加筆>

(2) 避難先の考え方

荒川が氾濫すると、低地部分はすべて浸水してしまうことが想定されており、特に荒川から近い地域では5 m 以上も浸水する恐れがある。そのため、荒川氾濫の恐れがある場合には、できるだけ遠くの高台へと避難することが基本となる。

表 6 避難先の考え方

	避難先の考え方	留意事項
最も推奨する避難先	<p>雨や風が強くなる前に、できるだけ遠くの高台（北区の外）へと避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知人や親族などの家、民間の宿泊施設などに早期に避難する。
次に推奨する避難先	<p>北区内の高台にある避難場所に避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運休などにより、遠方へ避難できないときに実施。 ・ 避難場所ではスペースや水・食料などの物資が限られているため注意が必要である。 (p. 26 以降に詳述)
	<p>屋内安全確保をする。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等で確認し、一定の条件を満たした上で自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、住民が自らの判断で計画的に身の安全を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと ② 自宅等に浸水しない居室等があること ③ 浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。ただし、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く。

やむを得ない場合のみ実施	高台へ移動する時間的な余裕がない場合に限り、堅牢で高い建物*の上階に避難する。 ※コンクリート、重量鉄骨造など	<ul style="list-style-type: none"> ・時間的な余裕がないとき以外は、実施しない。 ・雨風が強くなってから移動することは危険なため、注意が必要。 ・仮に、マンション等に避難できても、数週間もの間、水・食料・電気などが無いなかで滞在しなければならなくなるため、やむを得ない場合を除き、実施しない。 (p. 24 以降に詳述)

最も推奨する避難方法は雨風が強くなる前に北区から離れ、できるだけ遠くの高台へと避難することである。早い段階で遠方に避難すれば、狭い避難所で押し合っ

て生活することもなく、食料・水などの物資が不足することもないと考えられる。一方で、最も避けるべきは浸水域内にとどまり続け、雨や風が強まっているなか、ぎりぎりまで近所の高い建物へと避難することである。大規模水害時は 2 週間以上も水が引かない。救助がすぐに来られない場合もある。水も食料も電気すらもない中で長期間の生活を強いられる可能性がある。このような状況を避けるためにも、雨や風が強くなる前に、避難行動を開始する必要がある。

また、一定の条件を満たした上で、自宅等に留まることが可能である場合には、住民自らの判断で屋内安全確保を実施する。この場合、安易に屋内安全確保を選択せず、状況に応じて遠くの高台へ避難できるよう情報収集に留意することが必要なとなる。

△ 堅牢でない建物の上階への避難は絶対にやめてください。



近隣のマンション等に移動する余裕もないときに自宅の上階に避難することがあるが、北区では浸水深が 5.0 m 以上となる地域もあり、平屋建ての家屋やアパートの低層階などでは危険である。特に、家屋倒壊等氾濫想定区域では、木造家屋が倒壊する恐れがある。

3.3. 自宅等での待避（屋内安全確保）が可能な条件

北区の屋内安全確保が可能な条件は、以下のとおりとします。

【屋内安全確保が可能な条件】

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下の①～③の条件をすべて満たしている場合に、住民が自らの判断で自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する。

①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと

②自宅等に浸水しない居室があること

③浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。ただし、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く。

首都圏における大規模水害広域避難検討会が令和4年3月に発表した広域避難計画策定支援ガイドラインにおいて、大規模水害時における住民避難の考え方として以下のとおり記載されている。

「特に、行政が用意する避難先の収容量は有限であり、大規模水害時においては、自宅等からの避難が必要な住民のすべてを受け入れることが困難な場合も想定される。そこで、自宅等の災害リスクを事前に確認し、自宅等からの避難が必要ないと自ら判断する場合には、あえて外出せず、屋内安全確保で対応することや、自宅等からの避難が必要であっても、安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等に自主避難することなど、いわゆる「分散避難」の考え方に基づいた対策の検討が重要である。」（広域避難計画策定支援ガイドライン P.6）

また、屋内安全確保が可能な条件として、以下のとおり記載されている。

【屋内安全確保】

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下の①～③の条件をすべて満たしている場合に、自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、住民が自らの判断で計画的に身の安全を確保すること

①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと

②自宅等に浸水しない居室があること

③自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※を許容できること

※支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれや、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ（広域避難計画策定支援ガイドライン P.2）

屋内安全確保が可能な浸水継続時間については、首都圏における大規模水害広域避難検討会での検討において、自宅等からの避難が必要となる者を浸水継続時間3日以上としていたことから、浸水継続時間3日未満を対象とする。

しかし、地区としては浸水継続時間3日未満であっても、周囲が3日以上地域に囲まれている場合（図の赤点線内）、実質的に避難は不可能なため孤立する可能性が高い。そのため、北区の特性に合わせた独自要件として、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合をのぞくこととする

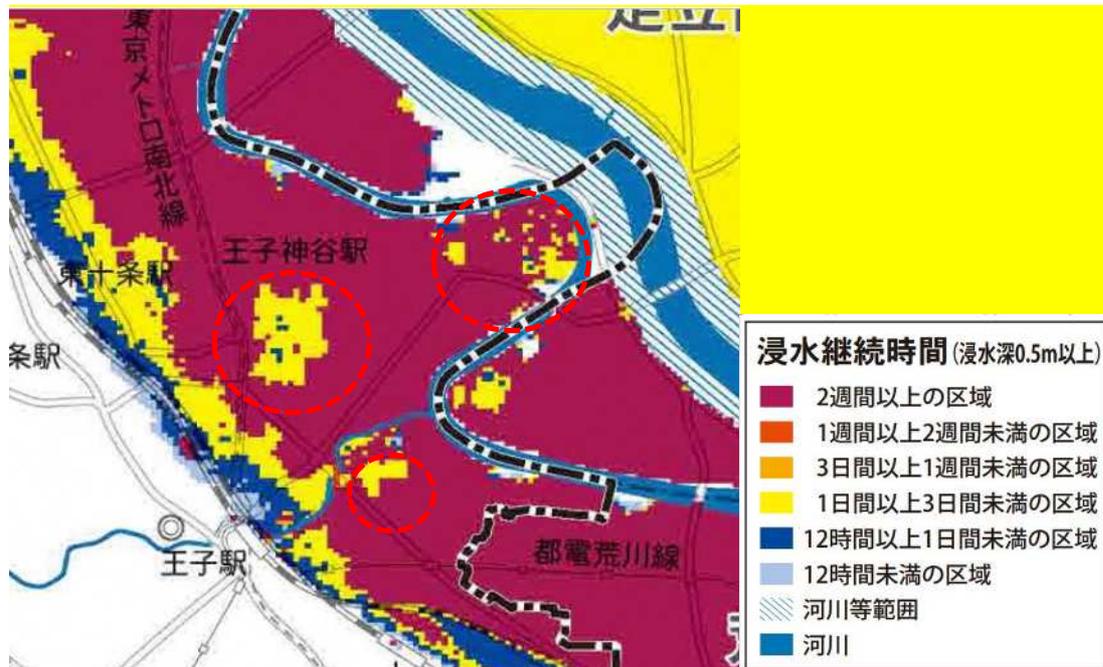


図 浸水継続時間3日以上地域に囲まれた地帯

巻末資料（避難が必要な地区ごとの避難行動様式）

表 13 地区名と町丁目の対応関係、避難行動様式の参照頁

地区名	該当する町丁目	参照頁
十条台	中十条 1～4 丁目 岸町 1～2 丁目 十条台 1 丁目 王子本町 1～3 丁目 上十条 1 丁目	-
王子	王子 1～6 丁目 豊島 1 丁目	p. 47
豊島	豊島 2～8 丁目	p. 48
十条	上十条 2～5 丁目 十条仲原 1～4 丁目 十条台 2 丁目	-
神谷	神谷 1～3 丁目	p. 49
赤羽西	赤羽西 1～6 丁目（5 丁目 3～15 を除く） 西が丘 1～3 丁目	-
志茂	志茂 1～5 丁目	p. 50
赤羽	岩淵町 赤羽 1～2 丁目、3 丁目 1～4 番、5 番 2～11 号、 6 番 1～9 号・27～32 号 赤羽南 1～2 丁目	p. 51
赤羽北	赤羽北 1～2 丁目、3 丁目（3～5、16～25 を除く） 赤羽 3 丁目（赤羽地域振興室の管轄区域を除く） 赤羽台 4 丁目 2～15、17（9、25～65）、18、19	p. 52
滝野川西	滝野川 1、3～7 丁目 （一部管轄外の区域あり。）	-
滝野川東	滝野川 1～2 丁目 西ヶ原 2～4 丁目	-
西ヶ原東	上中里 1 丁目 中里 1～3 丁目 西ヶ原 1 丁目、西ヶ原 3 丁目（一部）	-
昭和町	上中里 2～3 丁目 昭和町 1～3 丁目 栄町	p. 53
浮間	浮間 1～5 丁目	p. 54
桐ヶ丘	桐ヶ丘 1～2 丁目（都営団地） 赤羽北 3 丁目（3～5、16～25） 赤羽台 1～3 丁目、4 丁目 1、16、17（1～8、10～24、66、68） 赤羽西 5 丁目（赤羽西地域振興室の管轄区域を除く）	-
田端	田端 1～6 丁目	-
東十条	東十条 1～6 丁目	p. 55
堀船	堀船 1～4 丁目	p. 56
東田端	田端新町 1～3 丁目、東田端 1～2 丁目	p. 57

おうじちく 王子地区	平均浸水深	浸水住宅面積
	2.78m	0.22km ² (100%)
(浸水想定)		(浸水継続時間)
地域特性		
<ul style="list-style-type: none"> 東側において石神井川が南西から北東に縦断している。 		
避難行動時の問題点		
<ul style="list-style-type: none"> 十条台方面への避難経路（車両通行可）が少なく、渋滞が予測される。 王子駅周辺の混雑、混乱が予測される。 		
避難行動の様式		
<p>【徒歩】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近い高台は西方面の十条台地区であり、高台までの距離は相対的に近い。 地下道（清水坂地下道、井頭地下道、稲荷前ガード）を利用する場合は大雨による冠水に注意する必要がある。 		
<p>【公共交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 王子駅から東京メトロ南北線とJR京浜東北線の利用が可能。場所によってはJR東十条駅の利用も可能。 都電を利用して滝野川方面へ移動することも可能である。 		
<p>【自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①王子駅方面の明治通り、②王子警察署から十条台小への道（都道455号線）、③東十条駅南口沿い（十条跨線橋）を通過して移動可能。 距離はあるが、北本通りから環状7号線の利用も考えられる。 		
屋内安全確保可能可否		
<ul style="list-style-type: none"> JR線路沿いの一部地域について、浸水継続時間3日未満の地域が広がっている。（王子1丁目、2丁目、3丁目の一部） 王子6丁目は浸水継続時間3日未満の地帯だが、周囲を浸水継続時間2週間以上の地域に囲まれているため、屋内安全確保不可の地域とし、遠くの高台への避難を推奨する。 		